電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例） **第二十九条**　電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五号又は第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であって第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。 ［２～４　略］ （認証業務関連事務の委任） **第六十五条**　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。 ［一～三　略］ 四　署名用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び署名利用者の確認 五　［略］ ２　委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号及び第五号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。 ［３　略］ （保存） **第八十二条**　法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。 一　法第三条第二項に規定する申請書、法第二十二条第二項に規定する申請書　当該書類の提出又は提示を受けた日から起算して十五年を経過する日 ［二～八　略］	（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例） **第二十九条**　電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であって前条第一号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。 ［２～４　同上］ （認証業務関連事務の委任） **第六十五条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［新設］ 四　［同上］ ２　委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。 ［３　同上］ （保存） **第八十二条**　［同上］ 一　法第三条第二項に規定する申請書、法第二十二条第二項に規定する申請書並びに第五条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定により提出され、又は提示された書類の写し　当該書類の提出又は提示を受けた日から起算して十五年を経過する日 ［二～八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて市町村長が地方公共団体情報システム機構に認証業務関連事務を委任している場合は、この省令による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第六十五条第一項の規定に基づいて委任したものとみなす。